

議員提出議案第3－4号

あきる野市議会の議決すべき事件に関する条例

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条第1項の規定により提出する。

令和3年7月12日

あきる野市議会議長 殿

提出者	あきる野市議会議員	堀江 武史
〃	〃	増崎 俊宏
〃	〃	辻 よし子

提案理由

第8期あきる野市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に示された介護老人福祉施設の用地として御堂中学校西側市有地を活用することについては、議会が市長等と共に市民に対する責任を担うべき事件であるため。

あきる野市議会の議決すべき事件に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、あきる野市議会基本条例（平成27年あきる野市条例第29号）第14条第2項第2号の規定により、議会の議決すべき事件を定めるものとする。

(議決すべき事件)

第2条 前条の議決すべき事件は、第8期あきる野市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき整備する介護老人福祉施設の用地として御堂中学校西側市有地を売り払うこと（予定価格2,000万円以上で1件5,000平方メートル以上のものに係るものを除く。）又は貸し付けることとする。

附 則

この条例は、令和3年7月15日から施行する。